

平成28年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年12月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成28年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 27名 定員 29名  
 欠席 0名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

## 平成28年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年12月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 28 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>10 番 佐藤 正喜 委員</u>  <u>11 番 佐野 彰 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2歳未満の転用）について 許可不要転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農用地利用集積計画意見決定について 下限面積（別段面積）の設定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 40 分

# 平成28年度第9回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第9回魚沼市農業委員会総会は、平成28年12月26日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

時間前ですけれども全員お揃いですので、総会に先立ちまして本日の出席者数のご報告をいたします。委員定数27名のうち、欠席の届出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は13時28分)

上村会長  
(挨拶)

## 会 務 報 告

上村会長  
それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）  
配布資料の確認  
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）  
続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）  
特段の報告事項はございません。ただ、その他の項目に入りましたら、一部はみなさんのほうにお話を差し上げる部分がございますので、よろしく願いいたします。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）  
農地部会単位ではなかったんですけども、12月7日に現地研修をして、堀之内地区を見て回りました。また来年のあれにしたいと思います。よろしく願いします。

広報部会長（菰澤芳子委員）  
12月10日に農業委員会だよりNo.21号を全戸配布することができました。皆様の

ご協力ありがとうございました。これからも、地域の様子や農業委員会のことを知らせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（上村会長）

それぞれ会務報告並びに部会報告をしていただきました。皆さま方から質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので、指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号10番佐藤正喜委員及び議席番号11番佐野彰委員の両名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は17件の届け出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明どおり事前配布ということで目をとおしていただいたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りをいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は7件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に貸借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、魚沼市にお住いの方が耕作しておりますので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書7ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は3件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****			
	申請地	*****	田ほか1筆	合計	83 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫			

整理番号2	申請人	*****			
	申請地	*****の一部	田	199	m <sup>2</sup>
	転用目的	農作業所			

整理番号3 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\*の一部 畑 197 m<sup>2</sup>  
転用目的 農作業所

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 許可不要転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書8ページをお願いします。

日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、今月は1件です。

整理番号1 申請人 \*\*\*\*  
申請地 \*\*\*\* 田 78 m<sup>2</sup>  
新地目 宅地  
転用目的 魚沼市による消防器具庫の新築のため

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。農地法施行規則第29条第1項第6号により、地方公共団体が設置するその他施設の敷地に供するため、転用する場合については転用許可は不要であり、この度届出があったものです。

議長（上村会長）

報告第4号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第4号「許可不要転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書9ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与2件、売買1件、賃借権1件、使用貸借権の設定4件、合計8件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計 591 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の耕作している農地に隣接する農地であり、譲渡人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 畑 67 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営の効率化を図るためです。申請地は譲受人の耕作している農地に隣接する農地で、既に一体で耕作されており、譲渡人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の申請番号3番と4番は、関連がありますのでまとめて説明させていただきます。

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 畑 271 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

整理番号4 申請地       \*\*\*\*\* 田 3,402 m<sup>2</sup>  
譲渡人       \*\*\*\*\*  
譲受人       \*\*\*\*\*  
権利種別 賃借権設定 10a 当たり\*\*\*\*\*円

申請地は譲受人の自宅に隣接する畑であり、譲受人が耕作する以外に通路もないような位置にあるため、譲渡人との売買の話がまとまり、申請があったものです。なお、新規就農するため、整理番号4の譲受について30a



の下限面積要件を満たしております。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等により、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 807 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢等により耕作することが困難になったため、一般財団法人\*\*\*\*が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、一般財団法人\*\*\*\*への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか27筆 合計 48,230 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 10年間

この案件は、親から子への世代交代をするための経営移譲の申請です。

次の整理番号7番と8番は、農業者年金受給にかかる経営移譲の再設定のため説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号5番を除く1番から8番までは、議案書に掲載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

整理番号5番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも条件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

渡邊弘義委員

整理番号1番・2番ですが、2点とも積雪のため現地確認はできませんでしたが、4名の方に電話連絡で確認をとりました。事務局の説明のとおりです。

小幡悦男委員

整理番号3番・4番ですが、23日に\*\*\*\*さん、\*\*\*\*さん両者と現地確認をしまして、別に問題ないと思いますし、事務局の言うとおりでございます。

高橋日出子委員

整理番号5番ですが、まず最初に\*\*\*\*のほうからお電話がありまして、雪の降らないうちにとあって、\*\*\*\*さんのほうに伺い、その\*\*\*\*さんともお会いをし、また現地も見てまいりました。事務局の説明どおりでございます。

関 武雄委員

整理番号6番ですが、この事案につきまして、事務局の説明のとおりです。親から子への経営移譲ということです。本人とも面会をいたしまして、前もってお話をさせてもらっております。今後も耕作は続けられると思っております。

議 長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転贈与に関する整理番号1番、2番につきまして、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号3番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定、貸借権に関する整理番号4番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定、使用貸借に関する整理番号5番、6番、7番、8番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から8番まで申請どおり許可することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書13ページをお願いします。

日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	404 m <sup>2</sup>
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	農作業所1棟（既存）		
	転用目的	農作業所（物置）建築敷地		

判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地は先代が手続き未了のまま物置を昭和 61 年に建築した後、平成 25 年に相続をし、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号 2 申請地 \*\*\*\*\* 畑 203 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
申請人 \*\*\*\*\*  
申請概要 農機具格納庫 1 棟 (既存)  
転用目的 農機具格納庫建築敷地  
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地は申請者の夫が手続き未了のまま農機具格納庫を平成 17 年に建築した後、平成 28 年に相続をし、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号 3 申請地 \*\*\*\*\* 田 191 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
申請人 \*\*\*\*\*  
申請概要 事務所 1 棟 (既存)  
転用目的 事務所建築敷地  
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請地は申請者の夫が手続き未了のまま事務所を建築した後、平成 18 年に相続をし、現在まで宅地として利用しています。始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議 長 (上村会長)

議案第 2 号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

橘 精一委員

整理番号 1 番について、現地はもう既に宅地化されており、始末書も出ているということです。

星野貞樹委員

整理番号 2 番について、事務局の説明のとおりです。

阿達 正委員

整理番号 3 番について、事務局の説明どおりです。

議 長 (上村会長)

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見の

ある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	田	312 m <sup>2</sup>
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅用敷地		
	判断理由	都市計画法、準工業地域に規定する用途地域が定められているため		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在は市内アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	495 m <sup>2</sup>
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	使用貸借権	設定	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。		

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。現在は市内アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅用地を探していたところ、義理の父と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\*\* 田 3,024 m<sup>2</sup>  
農地区分 農用地  
権利種別 賃借権設定 年間\*\*\*\*\*円  
貸付人 \*\*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*\*  
申請概要 砂利採取  
工事期間 平成29年4月1日から平成30年9月30日まで  
転用目的 砂利採取（一時転用）  
判断理由 申請地は砂利採取のための一時的な利用に供するための  
のものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農  
地を供することが必要であるため。

申請地は\*\*\*\*\*地内、\*\*\*\*\*近くの農地です。借受人は建設業者であり、砂利採取のため地主と話がまとまり、申請があったものです。なお、砂利採取のための転用であるため、一時転用となっております。

また、3,000 m<sup>2</sup>を超える転用であり、常設審議委員会への諮問の案件となっております。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の補足説明をお願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1番ですが、先日現地確認してきまして、周りは既に宅地化されており、何ら農地に影響及ぼすことはありません。

八木修司委員

整理番号2番ですが、当人から連絡を受けまして、現地の確認をいたしました。あとは事務局の説明のとおりです。

梅田隆夫委員

整理番号3番ですが、事務局の説明どおり一時転用ということです。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

最初に、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から3番まで、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書15ページをお願いします。

日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

利用権（設定）	件数	311件
	筆数	1223筆
	面積	1,099,065.67㎡

なお、詳細につきましては事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書101ページをお願いします。今月は売買3件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	1,610㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	
		合計	2,896㎡	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号3	所有権を移転する農用地	*****	田	352㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 下限面積（別段の面積）の設定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

本日別冊でお配りした議案第5号の102ページからお願いします。

下限面積の設定について、皆さまに提案申し上げるものです。下限面積とは、農地法第3条第2項第5号に定められている農地の権利取得の際の最低限クリアしなければならない面積要件のことです。その面積は、都府県では50a、北海道では2haとなっています。

しかし、地域の実状により農水省令に基づいて各農業委員会が下限面積を定め、それを公示した場合はその面積で設定できることとなっております。これを別段面積といいます。当農業委員会では、法改正後下限面積については50aから30aに引き下げて設定してきたところであり、農業委員会の事務の適正化通知により、それらについて毎年総会において設定、あるいは修正する必要があるかについて審議せよとなっております。よって、本総会において別段面積の修正の必要があるか、ないかについて審議いただきたいものであります。

そこで、事務局からの提案ですが、現行の下限面積30aの変更は行わないということをご提案させていただきます。理由としては、私どもが押さえている農家台帳の集計結果が総農家に占める30a未満の農家の割合が全体の4割を下回らないという項目に該当するため、現行の下限面積の変更を行わないということです。耕作放棄地等が多くある市町村については、下限面積をさらに引き下げることもできるわけですが、当市の耕作放棄地は約20haで全体面積の0.5%であり、その多くが沢の中の小さな田んぼや山間地の畑などで既に山林・原野化したものであり、下限面積を下げてそれらの解消につながる見込みのないことから、農家台帳の数値をもとに30aとしたいものです。以上です。

議 長（上村会長）

ただいまこの議案第5号につきまして、事務局から詳細に説明がありました。これを見直しして、従来から30aということで、それに対する根拠について細かい説明が現状報告されたわけであり、この件につきまして、皆さま方ご質問等あり

ましたら、ご発言をお願いいたします。

小幡悦男委員

農業者として農地を取得する場合に限られるということで、3反歩以上ということなんですが、最近家庭菜園をしてみたいというような方も見受けられます。そういう部分において、小単位の面積でも農地が取得できるような方法を取るというふうな観点から、場合によっては下限面積を見直してもいいのではないかなという気がするんですが。現実的には、今も説明があったように3反歩未満の方は50%以上もあるわけですが、そうすると地域の農業者が増えてもいいのではないかと。

事務局（高橋主任）

農家要件を満たさない方が農地を取得したいという話もあるんですけども、最近、県の転用の許可の見解が少し変わりました、雪処理に苦慮している場合に限り、雪置場として畑を形質変更しなくても家庭菜園に転用申請する場合は、畑のままであっても許可するという事です。もしそのような方がいらっしゃいましたら、農家要件を満たさなくても家庭菜園ということで転用申請していただければ、畑は取得することができるということもあります。

小幡悦男委員

3反歩未満でも可能だということですか。その雪置場なり、家庭菜園ですという。そうなった場合、もっと皆さんが分かりやすく、「こういう部分はできます。」という部分を公にしてもらいたい。

事務局（高橋主任）

あくまでも農地を守るという立場であり、なおかつ雪の処理に苦慮している場合に限り、ある意味例外的に許可を出すという話ですので、大々的に「取得できますよ。」という公表は少し難しいのではないかなとは思っています。

小幡悦男委員

そうすると、今度はそういう部分で話を公にはできないとしても、そういう部分の相談があった場合は、事務局としてはそういう部分の関係もできるということですか。現実的にさっき審議してもらいました方なんかは、まさにその部分があった中で貸借関係を結んで3反歩以上というのをクリアした中でお願いしますということがあったんですが、今の説明を聞けばそういうことがなくてもできたのではないかなと感じるわけですが。

事務局（高橋主任）

あくまで例外的に雪の処理に苦慮していて、雪処理場としてどうしても必要だということで例外的に許可を認めるという回答でしたので、今までの件、全ての方がそれに当てはまるかどうかはわかりません。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。この第3条の許可を受けての農地の下限面積ということで、ここに基本的には農業者、これが所有できる農業者を基準ということでの見解でございます。今事務局また小幡さんのほうでの質問で、現状ごくごく小規模な家庭園芸が近年おそらく増えてくるだろうという見解の中で、誰しも小面積でも獲得でき



るのではないか、所有・売買できるのではないかという、こういったご意見でございますけれども、基本的にはこの農業者という1つの形の中での位置づけをしているということであります。ごくごくまれというようなことで事務局は説明しておりますように、そういったことが実際に現れるようであれば、この下限面積を設計する中での1つの例外という説明をしてありますので、ぜひひとつ窓口で相談してくれということで、農業委員の皆さま方には各地域の中でそういう話がありましたら、そのようなことの中でのアドバイスをさせていただきたいと思っております。なかなかそれを現実的に「そういうことができますよ。買えますよ。」ということには言えないということでございます。そこいらをご理解いただきまして、そういった方々が見受けられるのであれば、率先して農業委員の皆さま方から「こういう事情もある可能性もあるから事務効率の中に照らし合わせて事務局で相談をさせていただきたい。」ということの中でぜひひとつアドバイスしていただければいいのではないかなと思っております。

そのほかで何か。

「なし」の声あり。

その辺でご理解をいただければということで考えております。小幡さんのご意見も確かにごもつともで、今後そういったいわゆる農業者ではなくて家庭菜園をするという方々は確かに増えてくる可能性も見えます。しかしながら、1つの決めがあることの中ではなかなかこの判断ができない部分での例外ということをご理解いただきたいと思います。

それでは、この件に関して魚沼市では下限面積に関わる別段面積ということで、従来どおり30aということで決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

ありがとうございます。そのようなことで決定をさせていただきます。

## その他

事務局（穴沢優子主任）

- ・新年会の案内について

事務局（山本健一事務局長）

- ・農業委員、推進委員の募集について

議長（上村会長）

以上をもちまして、本日提案されました報告・議案事項については全て慎重審議いたしまして、終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は14時40分）

上記会議の内容は、平成28年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---